

田舎館村告示第 2 2 号

田舎館村社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成 1 7 年 1 0 月制定）の全部を改正する。

平成 2 4 年 1 0 月 1 5 日

田舎館村長 鈴木 孝 雄

田舎館村社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る  
利用者負担額軽減制度事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割として介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減し、当該軽減の費用の一部を村が助成することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

（軽減対象費用）

第 2 条 軽減の対象となる費用は、社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成 1 2 年 5 月 1 日老発第 4 7 4 号厚生省老人保健福祉局長通知によるものをいう。）に基づき、次に掲げる介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費、滞在費及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

- （1）介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する訪問介護に係る利用者負担額
- （2）法第 8 条第 7 項に規定する通所介護に係る利用者負担額
- （3）法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護に係る利用者負担額
- （4）法第 8 条第 1 5 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者負担額
- （5）法第 8 条第 1 6 項に規定する夜間対応型訪問介護に係る利用者負担額
- （6）法第 8 条第 1 7 項に規定する認知症対応型通所介護に係る利用者負担額
- （7）法第 8 条第 1 8 項に規定する小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額
- （8）法第 8 条第 2 1 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者負担額
- （9）法第 8 条第 2 2 項に規定する複合型サービスに係る利用者負担額
- （10）法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に係る利用者負担額
- （11）法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に係る利用者負担額
- （12）法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護に係る利用者負担額
- （13）法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者負担額
- （14）法第 8 条の 2 第 1 6 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額
- （15）法第 4 8 条第 1 項第 1 号に規定する指定介護福祉施設サービスに係る利用者負担額
- （16）食費 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「規則」という。）第 6

1条第1号イ及び第2号イ、第65条の3第1号イ、第2号イ及び第5号イ、第79条第1号、第84条第1号イ及び第2号イ並びに第85条の3第1号イ及び第2号イに規定する食事に要する費用のうち、当該対象サービスを受けた要介護被保険者等が法に基づく給付を受けてなお負担すべき額をいう。

(17) 居住費 規則第65条の3第5号ロ及び第79条第2号に規定する居住に要する費用のうち、当該対象サービスを受けた要介護被保険者等が法に基づく給付を受けてなお負担すべき額をいう。

(18) 滞在費 規則第61条第2号ロ及び第84条第2号ロに規定する滞在に要する費用のうち、当該対象サービスを受けた要介護被保険者等が法に基づく給付を受けてなお負担すべき額をいう。

(19) 宿泊費 規則第65条の3第2号ロ及び第85条の3第2号ロに規定する宿泊に要する費用のうち、当該対象サービスを受けた要介護被保険者等が法に基づく給付を受けてなお負担すべき額をいう。

(社会福祉法人等の申出)

第3条 軽減制度を実施する社会福祉法人等は、社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書(様式第1号)を青森県知事及び村長に提出するものとする。

(軽減の対象者)

第4条 軽減の対象者は、法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者のうち、次の各号のいずれにも該当し、かつ、生計が困難である者として村長が認めた者及び生活保護受給者とする。

(1) 村民税非課税世帯であること。

(2) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること(遺族年金・障害者年金等すべての収入を含む)。

(3) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(4) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(5) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと(市町村民税課税者の扶養親族になっていないこと)。

(6) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、法第13条第1項に規定する旧措置入所者で利用者負担額割合が5パーセント以下の者については、軽減の対象としないものとする。ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。

3 生活保護受給者に係る軽減の対象は、個室の居住費に係る利用者負担額とする。

(軽減の額)

第5条 軽減の額は、利用者負担額の4分の1(老齢福祉年金の受給者は2分の1)の額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を原則とし、免除は行わないものとする。

2 前条第3項に規定する生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。

(軽減の申請手続)

第6条 軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第2号)に同意書(様式第3号)を添えて村長に提出しなければならない。

(軽減の決定通知及び確認証の交付等)

第7条 村長は、前条の申請があった場合は、その承認の可否を決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 村長は、承認を可とした場合は、社会福祉法人等による利用者負担軽減対象確認証(様式第5号。以下「確認証」という。)を申請者に交付するものとする。

3 第3条の規定により申出をした社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき軽減制度を行うものとする。

(確認証の有効期限)

第8条 確認証の有効期限は、確認証の交付の日が4月1日から6月30日までの場合は、当該交付の日の属する年度の6月30日まで、確認証の交付の日が7月1日から翌年3月31日までの場合は、当該交付の日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。

(他の事業との適用関係)

第9条 法施行時の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業との適用関係については、まず、この措置の適用を行い、その後必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。

(他の給付との適用関係)

第10条 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減対象としないものとする。

2 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(社会福祉法人等に対する助成)

第11条 村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した額のうち、当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担収入(軽減の対象となるものに限る。)に対する一定割合(おおむね1パーセント)を超えた部分とし、当該社会福祉法人等の収支状況等を踏まえ、その2分の1を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減した総額のうち当該施設の運営に関し、本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える部分について、その全額を助成措置の対象とするものとする。なお、この助成額の算定については、事業所(施設)を単位として行うこととする。

(補助金の交付申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする対象事業者は、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付申請書(様式第6号)に事業計画書(様式第7号)及び収支予算書(様式第8号)を添えて、毎年度3月31日までに申請するものとする。

(交付の決定等)

第 13 条 村長は、前条の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類を審査し、及び必要に応じた調査等を行い補助金の交付の可否を決定し、当該交付申請者には社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付決定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(事業内容の変更申請等)

第 14 条 対象事業者は、軽減制度の内容を変更しようとするとき、又は廃止しようとするときは、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業変更（廃止）承認申請書（様式第 10 号）に収支決算書（様式第 11 号）等を添えて、村長に提出し、その承認を得なければならない。

2 村長は、前条の規定による承諾をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(実施状況の報告)

第 15 条 対象事業者は、毎月軽減制度の実施状況を取りまとめ、翌月の 20 日までに社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業実施状況報告書（様式第 12 号）を村長に提出するものとする。

(実績報告)

第 16 条 対象事業者は、その年度における軽減制度が完了したときは、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実績報告書（様式第 13 号）に社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金実績報告書（様式第 14 号）を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 17 条 村長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金交付額確定通知書（様式第 15 号）により、当該補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 18 条 前条の通知を受けた対象事業者が、補助金を請求しようとするときは、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業補助金請求書（様式第 16 号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 19 条 補助金は、前条の請求及び第 17 条の規定による額の確定をした後に交付するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。